

## 東日本大震災で被災された入学志願者の入学検定料の免除に関する特例措置について

平成31年11月20日  
日本社会事業大学

日本社会事業大学では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復興状況等に鑑み、被災者等が大学進学を断念しないよう、学部及び大学院の平成31年度入学試験の検定料免除の特例措置を実施します。

### 1 特例措置の対象者

- (1) 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、以下のいずれかに該当する方
  - ① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流出した場合
  - ② 主たる家計支持者が死亡または行方不明の場合
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方

### 2 必要書類

- (1) 「入学検定料免除申請書」(所定用紙をホームページからダウンロードして使用)
  - (2) ①「罹災証明書」(上記1の(1)の①に該当する方)
    - ②「死亡又は行方不明を証明する書類」(上記1の(1)の②に該当する方)
    - ③「被災証明書」(上記1の(2)に該当する方)
- ※ 証明書は写しでも可

### 3 申請方法

- (1) 入学試験検定料の免除を受けようとする方は、検定料を納付しないで、各入学試験の出願期間中に出願書類に2の必要書類を添えて、提出してください。  
入学検定料免除特例措置の承認は、受験票発送をもって代えます。  
※ 2の必要書類の提出が間に合わない等、出願期間中に免除の申請手続きができない場合は、入試広報課にご連絡ください。  
※ 既に実施した大学院社会福祉学研究科博士前期課程I期入試及び社会福祉学部3年次編入学入試・推薦入試等を受験された方で、上記の対象となる方は、入試広報課までご連絡ください。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30

日本社会事業大学 入試広報課

TEL 042-496-3080 FAX 042-496-3081